

平成29年3月1日制定

# 長期優良住宅の技術的審査手数料

※料金は税込価格

## 一戸建ての住宅

規 模	標準手数料
-----	43,200

(単位:円/棟)

## 共同住宅等

規 模	標準手数料
200㎡以下	43,200
200㎡を超え500㎡以下	97,200
500㎡を超え1,000㎡以下	162,000
1,000㎡を超え3,000㎡以下	340,000
3,000㎡を超え5,000㎡以下	540,000
5,000㎡を超え10,000㎡以下	756,000
10,000㎡を超える	1,620,000

(単位:円/棟)

## 一戸建ての住宅

規 模	標準手数料
耐震等級・断熱等性能等級 (仕様規定除く)に係る変更	上記手数料の1/2の額
上記以外の部分に係る変更	10,290

(単位:円/棟)

## 【技術的審査手数料の徴収方法及び徴収時期】

### 1. 徴収方法

手数料の支払いは、現金、口座振込み、又はクレジットカードによるものとする。  
(※振込みによる場合は、弊社指定の銀行の口座への振込)  
但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

### 2. 徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は  
検査申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。  
但し、当社との合意があった場合は、支払いを交付日まで延長することができる。  
また、掛売の場合は、双方合意の事項により定めるものとする。

### 3. 減額に関する事項

当社が、合理的と判断する場合、上記手数料を減額することができる。  
1) 年間の申請件数が一定数を超える場合  
2) 当社が審査を合理的に省略できると判断できる場合

### 4. 取り下げる際の留意事項

やむを得ない事由により、申請を取り下げる場合は、取り下げ届と提出すること。  
手数料については、50%返却することとする。(未審査の場合を除く)